

沿岸広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年1月14日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 田野畑岩泉線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村千丈3番14地先から三沢103番7地先まで	新	m 62.3～12.7	m 2,131.7
	旧	24.5～8.2	2,405.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
イ 期間 平成26年1月14日から同年2月14日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 普代小屋瀬線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢269番1地先内	新	m 124.9～48.7	m 20.8
	旧	54.1～48.7	20.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
イ 期間 平成26年1月14日から同年2月14日まで